

(平成22年3月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から54年5月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から54年5月まで

昭和53年7月から54年5月までの国民年金保険料については、領収書を所持している。

申立期間の国民年金保険料は還付され、未加入期間であるとの記録であるが、還付を受けた記憶は無いので、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収書から、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付したことが確認できるところ、被保険者台帳には当該期間の保険料は、昭和54年6月30日に還付決定された旨の記載が確認できる。

しかしながら、申立人は国民年金の資格喪失手続をした記憶が無い上、申立人がA共済組合に加入したのは、昭和54年6月1日であることから、53年7月1日にさかのぼって国民年金の資格を喪失し、申立期間の保険料が還付されるべき合理的な理由は見当たらない。

また、申立人が所持する領収書から、昭和54年5月分の保険料が納付されたのは同年6月1日であり、被保険者台帳から、申立期間の保険料の還付決定がなされたのは、同年6月30日であることが確認できるが、このような短期間で社会保険事務所(当時)において還付決定されているのは不自然である上、社会保険事務所は、還付整理簿を保存しておらず、還付理由も不明とされていることから、行政側の事務処理誤りの可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和52年4月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、53年4月26日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月15日から53年4月26日まで

公共職業安定所の紹介により、A市にあった大型スーパーのテナントとして入居していたB社に勤務し、その時、初めて年金手帳をもらった。年金手帳には、「C（地名）」の印が押されており、同社のほかにCに関係する事業所への勤務経験は無いことから、同社に勤務していたことは間違いないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において「B社」に勤務していたと主張しているが、雇用保険の記録により、申立人は、申立期間においてD社（現在は、E社）に勤務していたことが認められる。

また、E社に申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況等について照会したところ、「当社は、昭和55年10月1日の法人化以前も、D社の名称で社会保険に加入していた。」と回答しており、同社が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人が昭和52年4月15日に被保険者資格を取得した旨の記載が確認できる。

さらに、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、何らかの事情によりオンライン記録には収録されていないものの、申立人と氏名、生年月日、性別及び厚生年金保険被保険者の記号番号が一致している被保険者記録（昭和52年4月15日資格取得、53年4月26日資格喪失）が確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該被保険者名簿に記載されている記録は、

申立人の被保険者記録であり、事業主は、申立人がD社において、厚生年金保険被保険者の資格を昭和52年4月15日に取得し、53年4月26日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のD社における社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月14日
② 平成18年12月27日

A社から支給された申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたのに、事業主が賞与支払届を提出するのが遅かったため、当該期間は、年金給付には反映されない期間と記録されている。

申立期間を年金給付に反映される期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した給与支払明細書から、申立人に対し、平成18年7月14日及び同年12月27日に賞与が支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、給与支給明細書に記載された賞与額及び厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年1月25日に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、年金事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録について、平成18年7月14日を12万円、同年12月27日を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月14日
② 平成18年12月27日

A社から支給された申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたのに、事業主が賞与支払届を提出するのが遅かったため、当該期間は、年金給付には反映されない期間と記録されている。

申立期間を年金給付に反映される期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した給与支払明細書から、申立人に対し、平成18年7月14日及び同年12月27日に賞与が支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、給与支給明細書に記載された賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年7月14日を12万円、同年12月27日を15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年1月25日に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、年金事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀国民年金事案 804

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 5 月から平成 4 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月から平成 4 年 9 月まで
昭和 63 年に A へ転居したのを機に国民年金に加入した。最初にまず 2 年分の保険料をまとめて納付し、その後、保険料をすべて納付しているのに、未納期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 6 年 11 月 8 日に払い出され、昭和 61 年 4 月 1 日にさかのぼって被保険者資格が取得されていることが確認できることから、この時点で、申立期間については、既に時効が成立しており、制度上保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、保険料納付に関する申立人の記憶が曖昧であることから、当時の保険料の納付状況等が不明であるとともに、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 805

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年6月から54年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月から54年9月まで

社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できないとの回答があった。しかし、昭和52年5月末にA事業所を退職して間もなく、B町で国民年金の加入手続をした記憶があり、保険料についても、実家の父が地区の自治会組織を通じて納付してくれていたため、申立期間が未納であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年11月10日に払い出され、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した52年6月1日にさかのぼって国民年金被保険者資格が取得されていることから、この時点では、申立期間は制度上時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間について、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父も高齢のため当時の事情を聴取することが困難なことから、保険料の納付状況等は不明である上、申立人の父が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から3年3月まで

20歳になり、国民年金に加入し、平成3年5月からは口座引落しで保険料を納付した。申立期間の保険料については、親からの仕送りを保険料相当額分増やしてもらい、現金で区役所に納付したが、年金記録は未加入期間とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳では、初めて被保険者となった日が、平成3年4月1日と記載されており、学生が国民年金の強制加入被保険者とされた日と同日であることが確認できる上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできない。

また、申立期間当時、A市役所で年金業務を担当していた職員は、「当市では昭和61年度以降、保険料納付は金融機関への振込方式を採用しており、区役所での現金納付は受け付けていなかった。」と証言しており、申立人が主張する当時の納付方法とは異なっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）が無いことから、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 807

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から 59 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から 59 年 12 月まで

昭和 59 年 12 月ごろ、母親と一緒に A 区役所に行き、国民年金の加入手続をした。その時、担当者から、「B 市は他の地域と違って特殊な町で、C とか D が多く、保険料の納付状況が悪い。今、まとめて納付すれば、さかのぼって最初から払ったことになります。」と言われ、50 万円から 60 万円程度の保険料を一括して納付した。その時の領収書は発行されず、「これで大丈夫、手続完了です。」と言われたのをよく覚えている。

申立期間の保険料が未納とされているが、確かに保険料を納付したので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 62 年 5 月 15 日に払い出されており、申立人が 20 歳となった 52 年*月*日にさかのぼって被保険者資格が取得されていることから、この時点においては、申立期間の保険料は、時効により納付することができない上、申立人が保険料を納付したとする 59 年 12 月の時点においても、大部分は時効により納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月までの過年度保険料の領収書、昭和 61 年度の保険料の領収書（いずれも領収日は、昭和 62 年 4 月 24 日）及び加入手続時に区役所担当者から手渡されたとする 60 年 1 月から 62 年 3 月までの保険料額が記載された文書を所持していることから、申立人は、62 年 4 月ごろに国民年金の加入手続を行い、その時点で納付可能な期間の保険料を納付したものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月から3年3月まで

結婚当時、私は大学院生であり、妻が厚生年金保険に加入していたため、国民年金の第3号被保険者であった。妻が退職した時、妻と二人でA市役所へ出向き、担当者から「学生は保険料の納付を猶予できるが、8か月が無駄になる。」と言われ、夫婦二人で国民年金の手続をし、後日郵送された書類で、市内の銀行で保険料を二人分一括で納付した。

ところが、申立期間は、妻は納付済みとなっているのに、私は未加入期間となっている。納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人で国民年金の手続を行い、申立期間の保険料を納付したと申し立てているところ、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号が平成2年12月17日に連番で払い出されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄を見ても、申立人が平成2年4月21日に第3号被保険者資格を取得し、同年12月1日にその資格を喪失した旨の記載はあるものの、申立期間に係る被保険者資格を取得した旨の記載は無く、申立期間の保険料の納付記録がある申立人の妻が所持する年金手帳の同欄にのみ、同年12月1日に被保険者資格を取得した旨の記載がある。

また、申立人の第3号被保険者資格は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成2年12月17日に同年4月21日にさかのぼって取得されていることが確認でき、同資格喪失後、納付記録が確認できるのは、学生が国民年金の強制加入対象となった3年4月1日以降の期間であることから、申立人の同手帳記号番号は、第3号被保険者資格を取得するために払い出されたものと

考えられる。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から4年3月まで
ねんきん定期便が届き、申立期間が未納とされていることが分かったが、「学生でも保険料を納付する義務があったのであれば、必ず納付している。」と両親が言っていたので、私の保険料も納付してくれていたと思う。
未納となっている申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金手帳は平成8年11月12日に交付されていることから、このころ国民年金の加入手続が行われたものと考えられ、当初、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年8月22日が国民年金の被保険者資格の取得日とされていたところ、12年7月3日に申立期間が国民年金の被保険者期間に追加されたことが確認できる。このことから、申立期間は、国民年金加入時点では、未加入期間である上、被保険者期間に追加された時点においても、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間について、別の年金手帳が交付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は療養中であり聴取することができないため、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 597

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 26 日から同年 8 月 1 日まで

A社はB社の後継会社であり、継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録では、B社における資格喪失日が昭和40年1月26日とされており、同年8月1日にA社において資格取得するまでの期間が空白とされている。

申立期間も継続してB社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社はB社の後継会社であり、B社は、後のA社の事業主が、名義を借りて設立した会社である。」と主張しているが、A社の事業主の証言、厚生年金保険の被保険者記録及び商業登記簿謄本から判断して、A社の事業主が名義を借りて設立した会社は、B社ではなく、別の会社であることが確認できる。

また、B社の複数の同僚は、「B社の仕事は請負制で、給与は出来高に応じ支給されていた。」、「B社での仕事は時々途切れることがあったため、しばらくしてからA社に入社した。申立人も一緒であったと思う。」と証言していることから、申立期間は申立人及び当該同僚の雇用形態が変更された可能性が考えられる。

さらに、B社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、上記の複数の同僚の証言どおり、B社において厚生年金保険被保険者資格を有していた申立人を含む15名のうち、7名が昭和40年1月26日に同資格を喪失していることが確認できる上、そのうち6名が申立人と同じくA社が厚生年金保険の新規適用事業所となった40年8月1日に同社において厚生年金保険

の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料や証言を得ることはできない上、申立人が申立期間後に勤務したA社も既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の状況を確認できる関連資料等は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月 1 日から 60 年 7 月 1 日まで
A事業所に助手として勤務していた昭和 57 年 6 月 1 日から 60 年 6 月 30 日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
しかし、雇用保険記録により勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人の勤務に係る記憶から、申立人が申立期間についてA事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、元事業主は、「A事業所は、個人事業所で、従業者数は5人を上回ることはなく、健康保険や厚生年金保険の適用事業所とはなっていなかった。健康保険は、B国民健康保険に加入していた。」と回答している上、元事業主は申立期間において、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

また、オンライン記録においてもA事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間当時に厚生年金保険料が給与から控除されていたことについての具体的な記憶は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
昭和 38 年 3 月に中学校を卒業し、同年 4 月から A 事業所で働いた。
ところが、同事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和 38 年 7 月 1 日となっており、申立期間の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人が当時の勤務の経緯について具体的に供述していることから、勤務を開始した日は明らかではないが、申立人が申立期間中から A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び経理担当者は死亡していることから、申立期間における厚生年金保険の適用状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、同僚の一人は、「試用期間があったかどうかは分からないが、私も入社から 4 か月ほどは厚生年金保険に加入していない。当時は、入社してすぐに辞める者も多く、事業主は、勤務が続くかどうかを判断した上、従業員を厚生年金保険に加入させていたのかも知れない。」と証言している。

さらに、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。